第五十一条の意見書、第五十九条の申請書、第六十条第二項の届出書、第六十一条の申請書、第六十三条第二項の届出書、第六十五条第一項及び第六十六条の届出書、第六十八条の届出書、第七十六条の異議申立書、第七十九条の申請書、第九十二条第四項の認定書、第九十四条第一項の受験願書、同項第三号の書類、第九十五条第一項の合格証書、同条第二項の再交付申請書、第百四条の三第一項の申出書並びに第百四条の五第一項の申出書の様式は、別に定めて告示する。

（森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第二条　森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法施行規則（平成二十年農林水産省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（特定増殖事業計画の記載事項） **第五条**　法第九条第二項第三号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一　伐採樹種 二　伐採の期間 三　集材の方法 （特定植栽事業計画の記載事項） **第八条**　法第十四条第二項第三号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一　特定苗木を植栽する土地に係る森林の森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者 二　造林に係る鳥獣害の防止の方法 三　地ごしらえその他造林に関する事項 2　法第十四条第二項第四号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一　伐採樹種 二　伐採の期間 三　集材の方法	（特定増殖事業計画の記載事項） **第五条**　法第九条第二項第三号の農林水産省令で定める事項は、伐採樹種及び伐採の期間とする。 （新設） （新設） （特定植栽事業計画の記載事項） **第八条**　法第十四条第二項第三号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一　特定苗木を植栽する土地に係る森林の森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者 （新設） 二　地ごしらえその他造林に関する事項 2　法第十四条第二項第四号の農林水産省令で定める事項は、伐採樹種及び伐採の期間とする。 （新設） （新設） （新設）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の日前に提出された森林法第十条の八第一項の届出書に係る同条第二項の規定による報告については、この省令による改正後の森林法施行規則第十四条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（木材の安定供給の確保に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第三条　木材の安定供給の確保に関する特別措置法施行規則（平成八年農林水産省令第五十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準の特例） **第四条**　認定事業者が認定事業計画の対象となっている森林であって公益的機能別施業森林区域以外の区域内に存するものにつき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十一条第一項の規定による認定の請求をした森林経営計画及び法第九条第一項の規定による変更の認定の請	（植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準の特例） **第四条**　認定事業者が認定事業計画の対象となっている森林であって公益的機能別施業森林区域以外の区域内に存するものにつき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十一条第一項の規定による認定の請求をした森林経営計画及び法第九条第一項の規定による変更の認定の請